

令和6年9月13日
健康福祉部障害者福祉推進課
043-223-2352

手話言語の国際デーにおける本庁舎のライトアップについて

「手話言語の国際デー（9月23日）」に合わせ、全国各地で青色にライトアップするなどの取組が行われます。

本県においても、県庁本庁舎を青色にライトアップし、聴覚に障害のある人や手話言語への理解を図る契機とします。

1 日時

令和6年9月23日（月・祝）午後5時から午後9時まで

2 場所

千葉県庁本庁舎（千葉市中央区市場町1-1）

3 点灯色

世界平和を表すブルー（青色）でライトアップを行います。



（ライトアップイメージ）

（参考）

1. 手話言語の国際デーとは

「手話言語の国際デー」は、2017年12月19日に国連総会で決議され、「手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者（聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む人）の人権が完全に保障されるよう国連加盟国すべてにおいて手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進する」とされています。

2. 本県の手話等の普及促進に関する取組

本県では、平成28年6月に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を制定し、手話が言語であり、ろう者が日常又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであるとの認識の下、その普及促進を図っています。